

# 令和6年度 区長・自治会長会（第1回） 会議次第

令和6年4月4日（木） 午後7時00分  
松川町役場2階 大会議室

1. 開 会
2. 町長あいさつ
3. 交番所長あいさつ
4. 消防団長あいさつ
5. 役場組織機構（自己紹介） . . . 資料1
6. 会議事項
  - (1) 自治会担当職員及び文書配布について （まちづくり政策課） . . . 資料2
  - (2) 住みよい地域社会活動交付金について （まちづくり政策課） . . . 資料3  
**【申請書提出期限/4月19日（金） 別紙「申請書」（様式1、2）】**
  - (3) 出前講座について （まちづくり政策課） . . . 資料4  
**【日程調整/自治会担当職員 別紙「申込書」（様式3）】**
  - (4) 地縁団体について （まちづくり政策課） . . . 資料5  
**【別紙「変更届」（様式4）】**
  - (5) 自治会活動保険について （まちづくり政策課） . . . 資料6  
**【更新・加入申請期限/4月19日（金） 別紙「申込書」（様式5）】** 別添パンフレット
  - (6) 松川町自治会集会施設整備事業補助金について . . . 資料7  
（まちづくり政策課）
  - (7) まつかわ町民提案型まちづくり事業の活用について . . . 資料8  
（まちづくり政策課）
  - (8) 令和6年度予算概要について （総務課） . . . 資料9

- (9) 自主防災組織について (総務課)・・・資料 10  
【別紙「応募様式」(様式 6)】
- (10) 防犯灯の管理について (総務課)・・・資料なし  
【別紙「交換・修理申請書」(様式 7)】
- (11) 印刷機について (総務課)・・・資料 11
- (12) 町内一斉ごみゼロ運動について (住民税務課)・・・資料 12  
【別紙「計画書」(様式 8)】
- (13) 町内河川一斉清掃の実施について (建設水道リニア対策課)・・・資料 13  
【別紙「報告書」(様式 9)】
- (14) その他
- ① 令和 6 年度公共土木工事施工予定箇所について・・・別 紙  
(建設水道リニア対策課)
  - ② 下水道工事に伴う町道幹道平石線の通行規制について・・・資料 14  
(建設水道リニア対策課)
  - ③ 松川町議会議員一般選挙の執行について・・・資料 15  
(選挙管理委員会事務局)
  - ④ LINE 活用モデル自治会の募集について (まちづくり政策課)・・・資料 16

7. 質 疑

8. 閉 会

本日配布しました資料、様式につきましては、

町の公式ホームページへ掲載してございます。

検索：松川町HP トップページ → 組織から探す (トップページ下の方)

→ まちづくり政策課 → まちづくり推進係 → まちづくり → 区会・自治会

担当：まちづくり政策課 まちづくり推進係

電話：36-7014/FAX：36-5091

メールアドレス：seisaku@town.matsukawa.lg.jp

## 令和6年度 松川町役場機構図(職員配置表)

令和6年4月1日現在(暫定)

(代表) TEL 36-3111  
FAX 36-5091町長 北沢 秀公  
副町長 黒澤 哲郎

課長・局長	係	係長	係員	業務内容	
総務課 小沢 雅和 36-7021 まちづくり政策課 松尾 天 36-7014	行政庶務係	望月 貴生	河野 通祥 桐生 佳恵 金田 清文 喜多野 孝* 福島 敬彦(給付金担当) 兼)土岐 真紀 兼)上田 和希	人事 給与 庁舎管理 褒賞 行政相談 例規 情報公開 自衛隊 労務管理	
	財政係	知久 芳樹	三石 援 唐澤 琴美	予算事業総合調整 行財政改革 財政計画 財産管理 入札契約 起債 公会計	
	危機管理係	矢沢 隆(本部長)	北原 剛(副本部長)	消防・防災・水防 防災無線 交通安全 防犯 臨時運行許可 交通災害共済	
	企画調整係	大橋 良平	林 雅人 元木 ともみ 小口 泰明 宮下 正弘■	政策調整 総合計画 行政評価 総合戦略・地方創生 広域行政 都市間交流 広報 土地利用届出 公共交通 統計	
				まちづくり推進係	北原 正将
	住民税務課 伊藤 孝光 36-7046	住民係	中平 香織	兼)小原 佳苗 中塚 清美* 平田 唯*	総合窓口 戸籍 住民基本台帳 印鑑登録 外国人登録 埋火葬許可 マイナンバーカード 国民年金 国保窓口業務 消費生活 支所業務
				上片桐支所 北原 こずえ*	諸証明 地区内連絡調整 改善センター管理
				生田支所 北原 正尚*	諸証明 地区内連絡調整 共同福祉施設管理
		課税係	池田 涉	後沢 充 松尾 凌 小原 佳苗 上山 恵子*	町県民税 法人町民税 軽自動車税 固定資産税 地籍図簿管理
		徴収係	米山 敏	鈴木 彰仁	町税の徴収 国民健康保険税 滞納処分 たばこ税 入湯税
環境係		田中 健	塩澤 蓮	環境美化 不法投棄処理 墓地 廃棄物処理及びリサイクル 犬の登録 自然エネルギー	
会計係		宮下 祥司 大澤 慎哉	出納事務 審査 歳計現金資金運用 物品管理 決算 県証紙販売		
保健福祉課 (こども家庭センター長) 塩倉 智文 36-7022	福祉係	矢沢 亜弓	菊池 杏奈 座光寺 美佳 北原 瑞希 宮下 恵里 兼)榎原 杏実	住民福祉 民生児童委員協議会 生活保護 戦没者遺族等援護 障がい者福祉 福祉医療費 日本赤十字 人権擁護 給付金(低所得・調整給付) 地域活動支援センターあすなろ	
	保健予防係	三宅純子 北沢 百合子	大澤 穂波 土岐 真紀 上林 千夏 春日 奈美 志水 友里恵 濱岡 翔子 今井 奈穂美* 梅村 五十鈴* 大沢 美穂*	公衆衛生 特定健診 各種健診 特定保健指導 予防接種 診療所 献血 健康づくり 国民健康保険	
	こども家庭センター係	湊 智矢	上田 和希 萩原 初音 内田 偲月 吉澤 香織 大島 祐子* 船坂 美央* 兼)三宅 純子	子ども・子育て支援 子育て支援センターおひさま 児童虐待予防 子ども会育成会 子育て相談 母子保健 子ども・子育て支援事業計画 児童手当 児童扶養手当	
	高齢者係	田中 裕香	村松 蓮 榎原 杏実 壬生 章子* 丹羽 由美子* 下澤 貞子*	介護保険事業全般 高齢者福祉全般 後期高齢者医療	
	地域共生・包括支援係	伊藤 遼太	下澤 尚子 関 秀之*(5/1~) 兼)宮下 恵里 宮崎 奈保美 竹重 瑞恵 宮島 千嘉子*	重層的支援体制整備推進事業 地域包括支援センターきずな 総括介護予防マネジメント 総合相談・支援 権利擁護事業 包括的・継続的マネジメント	
産業観光課 下井 昭二 36-7027	農林係	小沢 香織	清水 遼 羽場 侑佳 篠田 俊幸* 林 優*	農業委員会 農業振興地域整備計画 林業 林道 治山 有害鳥獣駆除対策 猟友会	
	農業振興係	宮島 公香	原 恵 中村 一貴 佐藤 光吉* 下平 隆司* 佐藤 広利* 吉川 昭* 新井 利彦*	農村交流センターみらい運営(営農支援) 農業生産振興 新規就農支援 農業法人 農地賃借 労働力調整 農家民泊 梅松苑	
	商工振興係	田辺 哲哉	宮沢 健太郎 兼)清水 遼 百瀬 美由紀*	商工業振興 企業誘致 就労支援(職業紹介所) 商店街活性化 中小企業融資 観光振興 まつかわの里経営改革 旧青年の家エリア整備 ふるさと納税 観光地域づくり	
	まつかわの里係	川上 輝芳	小林 優輝 原 涼太	清流苑・まつかわの里・フォレストアドベンチャーの管理運営	
建設水道リニア対策課 中村 昌彦 36-7026 36-7028 36-3156	建設管理係	佐々木 静香	北村 伊織 米山 美香* 林 一成☆ 湯澤 憲夫☆ 宮澤 要一☆ 熊澤 栄吉☆	町道・河川管理 建築確認 公営住宅 河川愛護 国・県関係全般 屋外広告物 景観 用地取得 都市公園 耐震診断・改修 空き家対策	
	土木係	大場 真吾	野村 興平 塚本 潤	土木工事全般 計画調査 都市計画 河川・治水 災害復旧	
	農地整備係	兼)中村 昌彦	後藤 正雄 小池 秀郎	水路維持 土地改良全般 農地災害	
	料金経理係	米山 兼敏	松下 直央 富田 知美*	上下水道料 上下水道会計 給水受付	
	上水道係	三石 尚為	林 健人 杉本 清司	水道施設新設改良 施設維持管理 水質検査 水道加入審査 指定給水装置工事	
	下水道係	塩澤 怜	北嶋 波瑠香	下水道施設新設改良 施設維持管理 下水道加入 下水道排水設備指定工事店 合併処理浄化槽	
リニア対策係	兼)中村 昌彦	大蔵 匠 竹下 博秀*	リニア中央新幹線関連事業 リニア発生土活用 リニア対策委員会		
子ども課 西浦 素之 生涯学習課 矢沢 秀子 36-2622	学校教育係	片桐 比呂巳	伊久間 彩* 高坂 徹* 下澤 俊治* 菅沼 節子*	学校教育全般 学校施設管理 教職員住宅 教育委員会事務局 奨学金 児童館 放課後子ども教室 就学指導	
	保育園係	宮下 治子	宮澤 風香 下澤 有美*	保育園運営	
	生涯学習・男女共同参画係	大澤 達也	猪井 理誉 高橋 直人 林 尚子*	生涯学習 社会教育 公民館 人権教育 施設貸付管理 男女共同参画 少年少女サークル活動 文化活動 国際交流	
文教施設係	兼)矢沢 秀子	米山 梓 中平佐知子* 井上 歩美* 宮澤 悠紀* 中島 裕治*	文化財保全保護 図書館・資料館管理運営 施設管理 文化財調査 文化財学習指導		
議 会	議 会	佐々木 保 36-7020	大澤 功治 北林 利美*	議会 監査 選挙	

長野県危機管理防災課防災係  
長野市町村自治振興組合  
農林水産省 経営局就農・女性課女性活躍推進室竹村 幹太  
竹村 一希  
吉野 愛那

\*印:会計年度任用職員 ■印:委託職員 ☆印:道路作業員

保育園

保育所名	園長	主任保育士	保育士	給食調理員
上片桐保育園 37-2201	福沢 明子	櫻井 かなな	月原 綾菜 中塚 舞依 高田 よう子 原 沙央理 池上 陽菜 小椋 京子* 井澤 美香* 大下 裕美子* 高坂 美千代* 松尾 真静* 松下 摩美* 中塚 幸子* 岡村 華奈代* 橋本 差江* 熊谷 百代*	木下 美香* 鈴木 晶* 松山 敦子*
大島保育園 36-4592	原 のぞみ	上山 千香	山本 好河 小室 紗穂 中平 萌永 村松 夏実 栗木 頼子* 杉山 麻紀子* 宮下 信子* 大沢 恵子* 山崎 美玖* 高木 美和子* 市瀬 奈緒実* 市瀬 佳緒吏* 筒井 道香*	林 元子* 岡村 嘉恵* 奥山 友香*
双葉保育園 36-4391	青島 清子	牧内 奈津子	松長 五月 富永 佑夏 松下 陽佳 竹村 綾那 松尾 賢斗 野村 いづみ 橋場 久美子* 羽生 由里子* 大栗 真弓* 牧島 亜紀子* 光澤 真知子*	竹内 智子* 米山 美寿枝* 宮嶋 豊子*
名子中央保育園 36-4734	森山 恵美子	湯澤 麻記子 大原 かおり	稲垣 真紀 寺沢 里音 成宮 つぐみ 佐々木 やよい 三宅 真優 牧田 亜佑美 知久 ともみ 島田 麻依子* 宮崎 恵美* 樽澤 美美佳* 増田 里美* 杉山 弘美* 中村 京子* 竹内 理美子* 松村 夏子* 大木島 明美* 浦上 貴子* 山下 美春* 吉川 美幸* 岡村 悠子* 原 美紀* 野原 百合* 宮下 要* 草田 牧子*	遠野 美幸(栄養士) 丸山 紘子* 伊藤 育子* 瀧本 玲央奈* 菅沼 由美* 圓口 春美*
福与保育園 36-2510	子白 美幸		西尾 京大 城下 瑞菜 安藤 ゆかり*	平沢 恵美* 丸茂 萌*

子育て支援センター センター長:保健福祉課長

施設名	所長	子育て指導員
おひさま 37-3303	吉澤 香織	大島 祐子*

コミュニティ・カフェ

施設名	管理人
コミュニティ ・カフェ 37-3489	宮脇 恵美子■

児童館

施設名	コーディネーター	支援員
名子児童館 36-6162	増澤 稔*	島田 香* 市瀬 喜美子* 中村 尚子* 宮下 明* 鎌倉 喜代美* 米山千保里*
上片桐児童館 37-2288		富永 由紀子* 大澤 房枝* 大原 真弓* 小平 春奈* 矢澤 千鳥*

信州まつかわ温泉清流苑

施設名	係長	主任	職員・スタッフ
清流苑 36-2000	川上 輝芳	小林 優輝 原 涼太	支配人 菅沼 哲也* 調理部長 梶野 敬次* 料理長 小林 祥典* フロント 河嶋 慎二* 経理・会計 西村 美佐紀* レストラン 小林 咲希子* 施設管理 松村 隆幸*
スポーツ施設 室内温水プール 36-5565	川上 輝芳	小林 優輝 原 涼太	宮下 敬* 宮澤 鈴香* 宮下 広大* 酒井 凌太* 小池 光弘*
フォレストアドベン チャー松川 49-8555 (予約専用 080- 6936-8632)			

中央公民館・社会体育施設

施設名	職員
中央公民館 えみりあ 36-2622	公民館長 山崎 隆* 生涯学習課長 矢沢 秀子 係長 大澤 達也 公民館主事 高橋 直人 猪井 理誉 林 尚子*
町民体育館 48-6713 36-2622	管理人 米山 正彦* 管理人 高田 和宏* 管理人 森岡 康男*
名子原体育館 36-2622	管理委託 松下 勝子■
福与体育館 36-2622	管理委託 高坂 美智子■
教育相談室 36-5255	生徒指導専門員 下澤 俊治*

文教施設

施設名	職員
図書館 36-3746	課長 矢沢 秀子 司書 中平 佐知子* 司書 井上 歩美* 司書 宮澤 悠紀*
資料館 34-0733	主事 米山 梓 資料館学芸員 中島 裕治*

学校施設

学校名	職員			
松川中学校 36-2073	司書 井原 八恵子*	給食調理員 米沢 己奈子*	部活動指導員 中野 文義■	
	事務補助 片桐 理加*	給食調理員 松澤 房子*	部活動指導員 下澤 俊治■	
	用務員 原 隼人*	給食調理員 平澤 紀子*	部活動指導員 熊谷 宏志■	
	教育支援員 原文子*	給食調理員 熊谷 穂代*	部活動指導員 菅沼 匡弘■	
	外国語支援専門員 榛葉 融子*	給食調理員 小平 澄江*	部活動指導員 笹木 満■	
	学校ICT支援員 川手 浩司* 外国語指導助手 ラウ・フェリシア*	スクールサポートスタッフ 富永 由紀子■	部活動指導員 米沢 竜治■ 部活動指導員 中平 昌宏■	
松川中央小学校 36-2110	司書 梶谷 敦子*	給食調理員 武田 美紀子*	教育支援員 菅原 恵子*	
	事務補助 圓山 悠*	給食調理員 村松 朋子*	教育支援員 林 励子*	
	用務員 西川 信博*	給食調理員 三石 希*	教育支援員 桂 孝江*	
	栄養教諭 木下 めぐ美	給食調理員 代田 さや香*	教育支援員 宮澤 美妃*	
	特別支援教育コーディネーター 前島 純子*	給食調理員 松下 恵*	教育支援員 小池 麻衣*	
	養護補助 園原 千恵* 学校ICT支援員 木下 浩一* 算数指導教員 矢澤 千鳥*	給食調理員 吉田 美佐* スクールサポートスタッフ 大澤 房枝■ 算数指導教員 山内 祐希*	教育支援員 湯澤 祐美* 教育支援員 北村 恵理花*	
松川北小学校 37-2004	司書 鹿嶋 裕子*	栄養士 北原 直美*	教育支援員 春原 由紀子*	
	用務員 近藤 力男*	給食調理員 下澤 純子*	教育支援員 松澤 美保*	
	スクールサポートスタッフ 西村 由香■	給食調理員 林 美穂*	教育支援員 米山 千保里*	

\*印:会計年度任用職員 ■印:委託職員

## 令和6年度 自治会担当職員一覧

No.	自治会名	担当者	所属課・局・室	備考
1	古町南部	松下直央	建設水道リニア対策課	
2	古町東部	村松蓮	保健福祉課	
3	古町中部	上田和希	保健福祉課	
4	古町北部	三宅純子	保健福祉課	
5	新井南部	清水遼	産業観光課	
6	弥久司	内田偲月	保健福祉課	
7	本町	塩澤蓮	住民税務課	
8	中央一	小口泰明	まちづくり政策課	
9	中央二	湊智矢	保健福祉課	
10	宮本	田辺哲哉	産業観光課	
11	馬坂	上林千夏	保健福祉課	
12	松川	宮下祥司	住民税務課	
13	新井北部	北嶋波瑠香	建設水道リニア対策課	
14	滝ノ沢	後沢充	住民税務課	
15	広小路	北村伊織	建設水道リニア対策課	
16	宮坂	米山敏	産業観光課	
17	県営上新井団地A	桐生佳恵	総務課	
18	県営上新井団地B	櫛原杏実	保健福祉課	
19	名子原	唐澤琴美	総務課	
20	北名子	北原剛	総務課	
21	北垣外	野村興平	建設水道リニア対策課	
22	名子中部	米山兼敏	建設水道リニア対策課	
23	名子北部	原恵	産業観光課	
24	城北	土岐真紀	保健福祉課	
25	下垣外北部	宮澤風香	こども課	
26	下垣外中部	林雅人	まちづくり政策課	
27	下垣外西部	望月貴生	総務課	
28	下垣外南部	田中裕香	保健福祉課	
29	南方	小原佳苗	住民税務課	
30	北森林県住	菊池杏奈	保健福祉課	
31	宗源原	北沢百合子	保健福祉課	
32	郷原	佐々木静香	建設水道リニア対策課	
33	桑園南部	三石尚為	建設水道リニア対策課	
34	桑園中部	中平香織	住民税務課	
35	桑園北部	小沢香織	産業観光課	
36	桑園東部	田中健	住民税務課	

No.	自治会名	担当者	所属課・局・室	備考
37	大島南部	松尾凌	住民税務課	
38	羽場	大場真吾	建設水道リニア対策課	
39	大島中部	矢沢亜弓	保健福祉課	
40	大島上部	大澤功治	議会事務局	
41	檜原	金田清文	総務課	
42	原田	塩澤正裕	まちづくり政策課	
43	東浦	矢沢隆	総務課	
44	堤原	北原瑞希	保健福祉課	
45	西山	知久芳樹	総務課	
46	増野	宮沢健太郎	産業観光課	
47	諏訪形	春日奈美	保健福祉課	
48	大栢	後藤正雄	建設水道リニア対策課	
49	大栢南	塚本潤	建設水道リニア対策課	
50	鶴部	小池秀郎	建設水道リニア対策課	
51	城	伊藤遼太	保健福祉課	
52	清泉地一	片桐比呂巳	こども課	
53	清泉地上	北原正将	まちづくり政策課	
54	清北	宮下治子	こども課	
55	町谷	三石援	総務課	
56	中荒町	林健人	建設水道リニア対策課	
57	上町	大蔵匠	建設水道リニア対策課	
58	大沢南部	池田渉	住民税務課	
59	大沢北部	宮島公香	産業観光課	
60	間沢	塩澤怜	建設水道リニア対策課	
61	寺沢	大澤穂波	保健福祉課	
62	中の村	河野通祥	総務課	
63	福沢	志水友里恵	保健福祉課	
64	部奈1	大橋良平	まちづくり政策課	
65	部奈2	元木ともみ	まちづくり政策課	
66	部奈3	萩原初音	保健福祉課	
67	部奈4	鈴木彰仁	住民税務課	
68	生東	大澤慎哉	住民税務課	

## 令和6年度 自治会文書スケジュール

4月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

5月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

6月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	7	8	9	10	11	15
16	15	16	17	18	19	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

7月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

8月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

9月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

10月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

11月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

12月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

1月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

3月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					



太丸枠日・・・自治会長宛文書配布日

配布物入力〆切

全戸配布提出〆切

組合回覧提出〆切

## 住みよい地域社会活動交付金 交付基準算定基礎

平成 31 年 4 月 1 日改訂

## 1. 自治会交付金

- (1) 均等割 17,000 円/自治会
  - ・自治会運営全般
- (2) 世帯数割 1,300 円/世帯 (121 以上の世帯から 1,100 円/世帯)
  - ① 文書配布・連絡調整費 400 円/世帯 (121 以上の世帯から 200 円/世帯)
    - ・広報等の配布、連絡調整など
  - ② 環境衛生費 200 円
    - ・ごみ集積所の維持管理、環境衛生委員、ごみゼロ運動など
  - ③ 道路・河川愛護費 500 円
    - ・地域の道路・側溝の清掃、生活道路の除雪、凍結道路管理 (融雪材散布) など
    - ・河川一斉清掃
  - ④ 生活安全対策費等 200 円
    - ・防犯、防災、交通安全、健康推進など
- (3) 新規加入世帯数加算 10,000 円/新規加入世帯 (公営住宅自治会を除く)
  - ・自治会加入のしやすい環境整備推進のため、前年度加入世帯数分を加算
- (4) 山間地域加算 1,000 円/世帯
  - ・高齢化率が高く、急峻・広大な山間の条件不利地域である生東区内の自治会へ加算。

## 2. 区会交付金

- (1) 均等割 40,000 円/区
  - ① 区運営費 20,000 円
  - ② 区長手当分 20,000 円
- (2) 世帯割 800 円/世帯
  - ① 区運営費 700 円
  - ② 区長手当分 100 円
- (3) 新規加入世帯数加算 10,000 円/新規加入世帯 (公営住宅自治会を除く)
  - ・自治会加入のしやすい環境整備推進のため。前年度加入世帯数分を加算。
- (4) 山間地域加算 福与・部奈区 1,100 円/世帯  
生東区 2,200 円/世帯
  - ・高齢化率が高く、急峻・広大な山間の条件不利地域である生田地区へ加算。



- ・この記載例を参考に、申請書をご記載ください。
- ・裏面も併せてご確認ください。

区会・自治会No.

記入不要

(この欄の記入は必要ありません)

## 住みよい地域社会活動交付金交付申請書

松川町長様

令和6年4月〇日

区会・自治会の印鑑がある場合は、そちらを押印してください

区会・自治会名 役場自治会

区長・自治会長氏名 松川太郎

住所 松川町元大島3823

電話 36-7014

押印

住みよい地域社会活動交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

## 記

- 1 世帯数 58 世帯 ←休会者を含めた全世帯数をご記入ください
- (上記のうち前年度新規加入世帯数 2 世帯) ←裏面の新規加入世帯数と同じになります
- 2 交付申請額 (自治会の場合) 112,400円  
(区会の場合) 550,000円 ←裏面の合計金額と同じになります
- 3 添付資料 前年度の事業実施報告及び収支決算書を添付してください

## 4 振込先

振込先	役場 銀行・農協・金庫	松川 支店 支所
預金種類	普通・当座・貯蓄	口座番号 □△〇□
フリガナ	ヤクバジチカイ	必ず区会・自治会名義の口座で お願いします(個人名のみ不可)
口座名義人	役場自治会	

注1) 世帯数は、4月1日現在の世帯数を記入してください。

注2) 前年度新規加入世帯数は、申請年度の前年度において新規に区会・自治会へ加入した世帯数を記入してください。

注3) 新規加入世帯数及び交付申請額を確認するため、裏面へも記入をお願いします。

申請書提出先：役場まちづくり政策課まちづくり推進係

5 前年度新規加入世帯数調

令和5年4月2日から令和6年4月1日までの間に、貴区会へ新規に加入した世帯について記入してください。

新規加入の世帯主名	自治会名（区会のみ記入欄）
松川 一男	
総務 三郎	
↑ 上記の期間に新規加入された世帯主を ご記入ください	↑ (区会のみ) 新規加入された世帯の自治会名を ご記入ください
(自治会のみ) 自治会加入(脱退)届が提出されてい ない場合は、併せて提出をお願いします	

6 交付申請額の計算式

(1) 自治会交付金

自治会のみ記入

①均等割		17,000円	①
②世帯数割			
世帯数120世帯未満の自治会	1,300円 ×	58世帯 =	75,400円 ②
世帯数120世帯以上の自治会	1,300円 ×	120世帯 =	円
121からは	1,100円 ×	世帯 =	円
③新規加入世帯加算	10,000円 ×	2世帯 =	20,000円 ③
④山間地域加算 (塩倉、峠、中山、柄山、長峰)			
	1,000円 ×	世帯 =	円 ④
計	①+②+③+④ (自治会の場合)	112,400円	合計

(2) 区会交付金

区会のみ記入

①均等割		40,000円	1
②世帯数割	800円 ×	600世帯 =	480,000円 2
③新規加入世帯加算	10,000円 ×	3世帯 =	30,000円 3
④-1 山間地域加算 (福与、部奈)	1,100円 ×	世帯 =	円 4
④-2 " (生東)	2,200円 ×	世帯 =	円 5
計	1+2+3+4+5 (区会の場合)	550,000円	合計

## 住みよい地域社会活動交付金交付要綱

平成18年11月17日

要綱第25号

## (目的)

第1条 この要綱は、住みよい地域社会の実現に向けて、地域的な共同活動を行う自治会及び区（以下「自治会等」という。）を支援するため、自治会等に対する交付金の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 町内の一定の区域に住所を有する者の地縁的な団体で、その区域の住民相互の連絡、環境の整備等良好な地域社会の維持及び形成に資する共同活動を行っている団体をいう。
- (2) 区会 町内の一定の区域の自治会をもって構成する団体で、その区域の住民相互の連絡、環境の整備等良好な地域社会の維持及び形成に資する共同活動及び自治会間の連絡調整を行っている団体をいう。
- (3) 地域社会活動 自治会等が行う福祉、防犯、防災、道路維持、河川清掃、環境衛生、健康推進、青少年育成、交通安全、文化活動、その他地域社会の維持形成に資する事業をいう。
- (4) 町政協力活動 町の機関が行う各種調査、通知等の配布、周知、協力、連絡調整等をいう。

## (交付対象)

第3条 この要綱に定める交付金の交付対象は、次の各号に掲げる業務を行う別表第1及び2に掲げる自治会等とする。

- (1) 地域社会活動
- (2) 町政協力活動

## (交付金の額)

第4条 自治会等に交付する交付金は、次の各号に掲げるものとし、別表第3に定める交付基準により算定した額とする。

- (1) 自治会交付金
- (2) 区会交付金

## (交付金の基準日)

第5条 交付金を算定する基準日は、毎年度4月1日とする。ただし、年度途中で自治会等を設立した場合には、設立した日を基準日とし、月割計算によって交付金の額を決定する。

## (交付申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする自治会等は、住みよい地域社会活動交付金交付申請書（様式

第1号)により、町長に申請しなければならない。

2 前項の申請期間は、毎年度4月1日から同月末日までとする。ただし、町長が認めたときは、この限りではない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容が適合しているものについて交付の決定をし、その旨を住みよい地域社会活動交付金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知する。

(交付の時期)

第8条 交付金は、5月に交付する。ただし、町長が認めたときは、この限りではない。

(収支決算書等の提出)

第9条 交付金の交付を受けた自治会等は、事業年度終了後1月以内に、当該自治会等の事業実施報告及び収支決算書等を提出するものとする。

(交付の取消等)

第10条 町長は、自治会等が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

- (1) 前条に規定する収支決算書を提出しなかったとき。
- (2) 交付金交付の条件に違反したとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 別表第3（第4条関係）

（交付基準）

交付金の名称	交 付 基 準		備 考
自治会交付金	均等割	17,000円	
	世帯数割	当該自治会を構成する世帯数に1,300円を乗じて得た額 ただし、世帯数が120を超えた場合、120世帯までは1,300円を乗じて得た額と121以降の部分について1,100円を乗じて得た額を加算し得た額	
	新規加入世帯数加算	一般自治会及び山間地域自治会（別紙第1）については、当該自治会へ前年度において新規加入した世帯数に10,000円を乗じて得た額を加算する ※ただし、公営住宅自治会（県営上新井団地A、県営上新井団地B、北森林県住）は、加算対象外とする	
	山間地域加算	山間地域自治会（別表第1）については、当該自治会を構成する世帯数に1,000円を乗じて得た額を加算する	
区会交付金	均等割	40,000円	
	世帯数割	当該区会を構成する世帯数に800円を乗じて得た額	
	新規加入世帯数加算	当該区会へ前年度において新規加入した世帯数に10,000円を乗じて得た額を加算する	
	山間地域加算	福与区会及び部奈区会については1,100円を、生東区会については2,200円を、当該区会を構成する世帯数に乗じて得た額を加算する	

## まちづくり出前講座

～町の職員が行政情報を出前します～

松川町では、町民の皆さんのご要望に応じて、町職員が地域に出向き、行政情報などを出前する「まちづくり出前講座」を実施しています。講座では、町の仕事や制度などについて分かりやすく説明するとともに、意見交換も行ないます。

- 利用できる人：区会、自治会のほか、町内在住・在勤・在学の方で5人以上のグループや団体
- 開講時間等：希望により調整させていただきます。  
(所要時間は30分程度を基本とします。)
- お問い合わせ先：担当課又は自治会担当職員  
TEL：36-3111（代表） FAX：36-5091  
E-mail：info@town.matsukawa.lg.jp



## 《出前講座メニュー》

## ○分野別

分野	講座名（講座の内容）	担当課
防災	<b>大規模災害に備えて</b> 地震や台風などに対する「備蓄品の準備」「避難情報」「自主防災組織」「消防団活動」などについて説明します。能登半島地震の概要、避難所の状況等も説明します。	総務課 危機管理係
自治組織	<b>町長・町職員との懇談会</b> 事前にご要望いただいたテーマに合わせて、町長・町職員が出向いて意見交換をさせていただきます。	まちづくり政策課 まちづくり推進係
	<b>自治会集会所の整備</b> 自治会所の改築・改修・バリアフリー化等の松川町の補助制度(松川町自治会集会所整備事業補助金)について説明します。	
マイナンバー	<b>マイナンバー</b> マイナンバーの申請方法や使い道について説明します。	住民税務課 住民係
リニア新幹線	<b>リニア中央新幹線の発生土</b> リニア中央新幹線建設工事の発生土運搬計画や利活用計画について説明します。	リニア対策課
公共交通	<b>チョイソコマつかわ 出発進行！</b> 令和5年4月より運行開始した新しい交通システムの乗り方や活用例を説明します。また、会員制の乗り物になりますので、当日会場で会員登録も受け付けます。	まちづくり政策課 企画調整係
まちづくり (総合計画)	<b>地域幸福度 (Well-Being) 指標を知る</b> 令和5年12月に実施した町民意識調査の結果をご覧いただきながら、地域幸福度指標を活用したまちづくりについて説明します。	まちづくり政策課 企画調整係
分別 リサイクル	<b>ごみの分別説明</b> 令和6年4月から変更された「プラスチック資源回収」(「プラ製容器包装」と「プラスチック製品」の回収一本化)を中心にごみの分別やリサイクルについて説明します。また、生田一般廃棄物最終処分場の見学も可能です。	住民税務課 環境係
健康学習	<b>生活習慣病予防</b> 高血圧、脳卒中、感染症予防、心の健康等について説明します。	保険福祉課 保健予防係
後期高齢者 医療制度	<b>後期高齢者医療制度</b> 後期高齢者医療制度の制度内容、手続きについて説明します。	保健福祉課 高齢者係
水道	<b>水道の話 ～水が家庭に届くまで～</b> 水が作られて各家庭に配られるまでの仕組みや行程などについてお話します。(中桐浄水場・その他水道施設の見学も可能です)	建設水道リニア対策課 上水道係
	<b>町の下水道</b> 町の下水道整備の状況や、下水道、浄化槽の正しい使い方などについて説明します。(松川浄化センターの見学も可能です)	建設水道リニア対策課 下水道係

分野	講座名 (講座の内容)	担当課
農業振興	<b>農業振興全般</b> ・遊休農地対策 (農地の流動化) ・環境保全型農業の推進 ・国、県の補助制度 ・森林管理制度 ・地域計画について (人・農地プラン) について説明します。	産業観光課 農業振興係・農林係
子ども・子育て支援	<b>子育て・親育ち・地域育ち 子育て支援講座</b> ・町の子育て支援施策 ・子どもたちの心の健康 ・発達障がいへの理解 ・児童虐待について (町の現状を踏まえて) などについて説明します。	保健福祉課 こども家庭センター係 こども課保育園係
税金 (租税教育)	<b>税金のしくみ</b> 町の税金について、どのように使われているかなど、税のしくみについて説明します。	住民税務課 課税係
男女共同参画	<b>男女共同参画の推進</b> 松川町男女共同参画推進条例や町の状況について説明します。	生涯学習課 生涯学習・男女共同参画係
スポーツ	<b>ニュースポーツ</b> ニュースポーツについて、体験会や指導を行います。	生涯学習課 生涯学習・男女共同参画係
読書推進	<b>読み聞かせ等おたのしみ会 (子ども対象)</b> 子どもを対象とした読み聞かせや工作教室を行います。	生涯学習課 図書館
長野県政	<b>長野県政出前講座 (県が実施している出前講座です)</b> 県が取り組む施策などのテーマについてお話をさせていただく「長野県政出前講座」を実施します。(テーマ内容や申し込み方法につきましては、県の公式ホームページをご覧ください)	長野県企画振興部 広報県民課 (TEL026-235-7110)

●その他の団体による出前講座

分野	講座名 (講座の内容)	担当課
福祉全般	<b>松川町社会福祉協議会</b> ※福祉出前講座申込書の提出が必要となります 町内のボランティア活動や地域での支え合い活動、福祉を考える集会の概要、災害ボランティアセンターの役割、介護が必要になった場合に利用できるさまざまなサービス、社会福祉協議会の概要などについて説明します。	まちづくり政策課 まちづくり推進係
日赤医療	<b>下伊那赤十字病院</b> ※講師派遣申込書の提出が必要となります 医師による医療講演・救急法などの講習会・認定看護師による講習会 (但し、医師の診察・担当者の業務の関係上、平日夜間の開催に限定されます)	まちづくり政策課 まちづくり推進係
防犯・交通事故防止	<b>松川町交番</b> ※講師派遣申込書の提出が必要となります 防犯、交通事故防止、振り込み詐欺などについて、地域の犯罪発生状況や交通事故発生状況などをおりませ講話します。	まちづくり政策課 まちづくり推進係
消防・救急	<b>高森消防署</b> ※講師派遣申込書の提出が必要となります 救急講習会 (AED使用方法・熱中症・ヒートショック対策等)、住宅用火災警報器 (設置基準等)、防火講話 (出火原因・注意点等) などについて説明します。	まちづくり政策課 まちづくり推進係

\*メニュー表にない講座や内容のご希望など、お気軽にご相談ください。

## 認可地縁団体制度について

(地方自治法 260 条の 2 の概要)

松川町役場まちづくり政策課

### ○地縁による団体とは

「地縁による団体」とは、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、一定区域に住む住民の自主性により組織された団体（区、自治会、町内会等）のことを指しています。（地方自治法第 260 条の 2）

下記（表 1）に示す団体は地縁による団体に該当しません。

表 1（地縁による団体に該当しない団 thể例）

地縁による団体に該当しない団 thể例	該当しない理由
スポーツや趣味の同好会 伝統芸能保存会	特定の活動のみを目的とした団体であるため
老人会・婦人会	住所以外に「年齢」「性別」が加入要件となるため

### ○地縁による団体の法的位置付けと認可制度の目的

従前は、地縁による団体は法律上、「任意団体」「権利能力なき社団」と位置付けられており、不動産等の資産を団体名義で登記することができませんでした。

このため、保有資産の登記について「代表者の個人名義」や「住民複数人名義」で登記を行うほかなく、資産管理の面で、下記（表 2）のような問題が生じる恐れがありました。

表 2 地縁による団体の保有資産に係る問題例

- ・登記名義人の死亡後、相続人との間で所有権をめぐるトラブルが生じること。
- ・名義人の債権者が不動産を差押えてしまうこと。
- ・複数名名義で登記したが、死亡により相続人が不明になってしまうこと。

こうした問題に対処するため、平成 3 年に地方自治法改正により、地縁による団体が一定の要件を満たす場合に、市町村長の認可を受けて法人格を取得し、不動産登記の登記名義人となることのできる制度（認可地縁団体制度）が導入されました。

なお、地縁による団体は、市町村長の認可により法人格を得ることとなり、その他の手続き（法務局への法人登記等）は一切必要とされません。

登記に代わるものが市町村による告示となります。



## ○認可の要件

認可の要件は、下記（表）のとおりです。

表3 地縁による団体の認可の要件

項目	要件
目的	良好な地域社会の維持、形成のための地域的な共同活動（住民相互の連絡、環境、集会施設の管理など）を目的としていること。 （実際に行っていること）
区域	団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること
構成員	区域の全住民に構成員となる資格があり、実際に相当数の者が現に構成員となっていること
規約	地方自治法 260 条の 2 第 3 項に沿った規約を定めていること <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的</li> <li>・ 名称</li> <li>・ 区域</li> <li>・ 主たる事務所の所在地</li> <li>・ 構成員の資格に関する事項</li> <li>・ 代表者に関する事項</li> <li>・ 会議に関する事項</li> <li>・ 資産に関する事項</li> </ul>

## ○松川町における認可を受けた地縁による団体数

区会・自治会数	認可を受けた地縁による団体数
76	44

## ○認可後の手続き

認可地縁団体は、代表者や事務所の所在地をはじめとする「告示事項」の内容に変更が生じた場合、町に届け出を行わなければなりません。なお、変更事項は町の告示により 対外的に有効となります。

## 告示事項

- ①名称 ②規約で定める目的 ③区域 ④事務所の所在地 ⑤代表者の氏名及び住所
- ⑥裁判所による職務執行の停止の有無及び職務代行者選任の有無(有の場合はその氏名・住所)
- ⑦代理人の有無（有の場合はその氏名及び住所）
- ⑧規約に解散の事由を定めている場合は、その事由 ⑨認可年月日

令和6年〇月〇日

松川町長 北沢 秀公 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 **〇〇自治会**所在地 **事務所の住所**

代表者の氏名及び住所

氏名 **代表者の氏名** (印)住所 **代表者の住所**

## 告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記の事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

## 1 代表者

変更前 住所 **変更前の代表者の住所**  
 氏名 **変更前の代表者の氏名**  
**令和〇年 〇月 〇日退任**

変更後 住所 **変更後の代表者の住所**  
 氏名 **変更後の代表者の氏名**  
**令和〇年 〇月 〇日就任**

(添付書類)

総会において議決したことを証する書類 (次ページの議事録例をご参考ください)

\_\_\_\_\_自治会総会議事録

1. 日 時 \_\_\_\_\_ 年 月 日
2. 開催場所 \_\_\_\_\_
3. 現在の会員数及び出席者数
  - (1) 現在の会員数 \_\_\_\_\_ 名
  - (2) 出席数 \_\_\_\_\_ 名 (うち書面表決者 \_\_\_\_\_ 名、表決委任者 \_\_\_\_\_ 名)
4. 総会に付した事項
  - (1) 議長の選任について
  - (2) 議事録署名人の選任について
  - (3) 自治会長の交代について
5. 議決内容
  - (1) 議長の選任について  
 \_\_\_\_\_氏を出席者\_\_\_\_\_の同意により議長に選任した。
  - (2) 議事録署名人の選任について  
 \_\_\_\_\_氏及び\_\_\_\_\_氏を出席者\_\_\_\_\_の同意により議事録署名人に選出した。
  - (3) 自治会長の交代について  
 \_\_\_\_\_自治会の次期会長の選出について総会に諮り、\_\_\_\_\_氏を出席者\_\_\_\_\_の同意により次期会長に選任した。

この議事録について、議事の経過、内容及びその結果を明確にするために議長及び議事録署名人が署名押印する。

年 月 日

議 長 (印)

議事録署名人 (印)

議事録署名人 (印)

## 自治会活動保険について

この保険は自治会活動に関するリスク（賠償責任・住民の死亡、傷害・住民以外の者への傷害見舞金・行事中止等による費用損害）を包括的に担保する保険です。

### I 自治会活動とは

自治会が企画・立案した住民活動や行事全般を対象としています。

よって、その活動や行事の実施等について自治会の役員会や総会で承認されたものであることが必要です。また、次のような活動等も上記の要件に合致していれば対象となります。

①複数の自治会が共同で行う活動・行事

②市町村が行う行事等に自治会として参加した場合や、市町村の依頼を受けて自治会が行う活動・行事

③子ども会・婦人会・老人会等が自治会組織の一部となっており、自治会活動の一環として行う活動・行事

〔具体例〕お祭り・運動会・ハイキング・草刈り・道路整備・清掃作業・共有林作業・除雪など。なお、上記活動・行事のための会議・事前準備や往復途上中の事故も対象となります。

### II 保険の種類と内容

別紙パンフレットをご覧ください。

（例 A コース、掛け金・1 世帯 57 円 補償・通院 1 日 500 円）

### III 保険期間 令和6年7月1日午後4時から1年間

### IV 補償内容

◇行事運営中の賠償責任

◇傷害費用事故

◇傷害見舞費用事故

以下の補償については、オプション契約となります。

◆雨天中止等による費用損害

（申込みには別途保険料金がかかります。オプション契約を希望される場合は、役場へご相談ください）

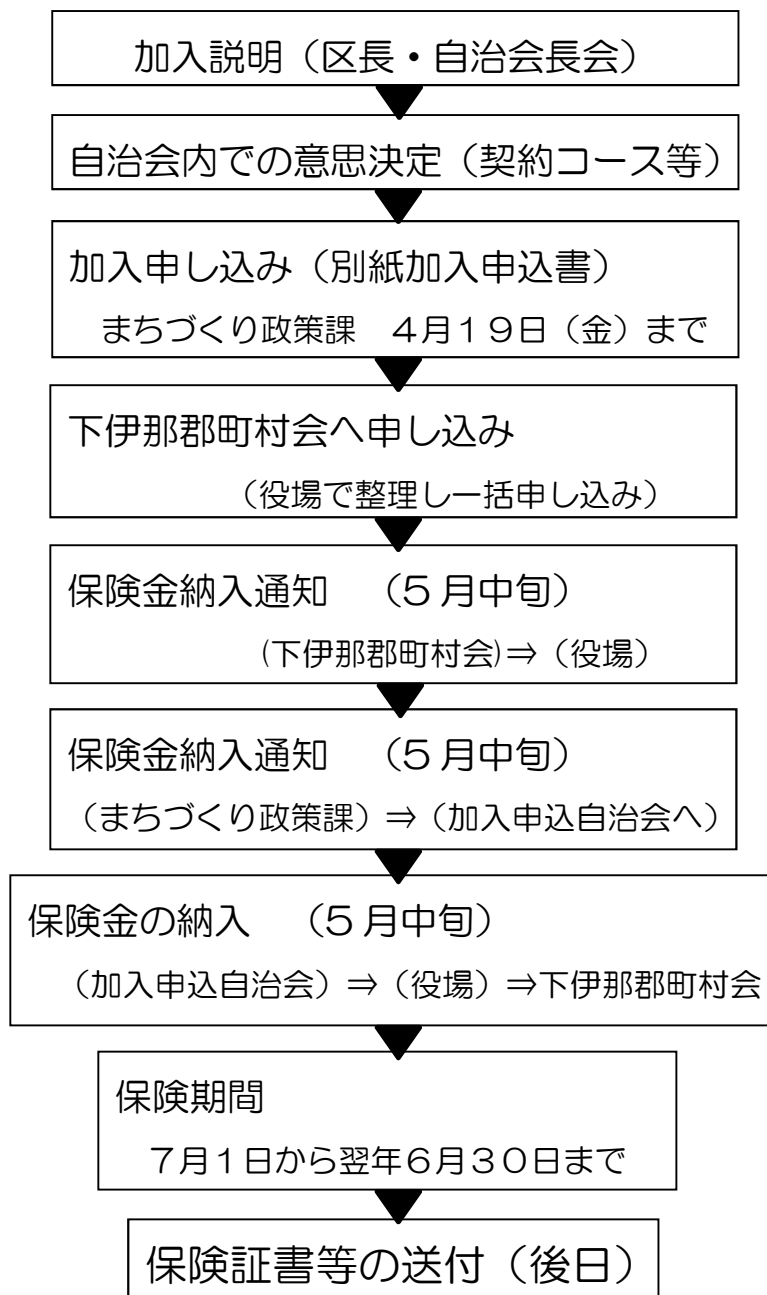
### V 加入状況

加入型	令和4年度 加入自治会数						令和5年度 加入自治会数						備考
	A	B	C	D	E	計	A	B	C	D	E	計	
区会	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	8区会中
自治会	23	26	6	0	3	58	23	27	5	0	2	57	68自治会中

加入手続きについて

- 1. 申込方法 希望される自治会は、4月19日（金）までに、別紙の自治会活動保険明細書に該当事項を記入のうえまちづくり政策課まで提出してください。
- 2. 更新方法 前年度加入されていても新規加入と同様の手続きが必要となります。
- 3. 保険料について  
保険料は後日計算され、申込みを行った自治会に連絡いたします。  
期日までに保険料をお持ちください。

4. 加入の流れ



別紙加入申込書 (記載例)

自治会活動保険明細書

契約者	フリガナ シモイナグンチョウソンカイ
	下伊那郡町村会 殿

No.	
証番	
券号	

こちらは記入の必要は  
ございません。

自治会名、世帯数、加入型をご記入下さい。

符号	自治会(町内会)名			担保危険	保険金額	免責金額 (一事故につき)	保険料	
	○○○○ 殿			賠償責任	1事故につき 千円	千円	円	
	契約方式	世帯数	加入型	傷害 ✓	死後遺傷害 1名につき 千円	/	/	
	町内会 <input checked="" type="checkbox"/> 団地・自治会 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>	40	B		入院 1名につき 千円			
	オプシヨン契約				通院 1名につき 千円			
	雨天中止等による費用損害 <input type="checkbox"/>			費用	傷害見舞費用 <input type="checkbox"/>	担保の場合右に○印	千円	
					費用損害 <input checked="" type="checkbox"/>			
(備考)							合計保険料	円

こちらは記入の必要は  
ございません。

必要な場合のみ○をしてください。

## 松川町自治会集会施設整備事業補助金について

### 1. 補助金について

持続可能な自治組織づくりと町の行財政運営を進める観点から、集会施設の新築・改築について、令和3年度より次の通り運用することとした

#### 1) 基本方針(新築・改築)

- (1) 集会施設の新築・改築にかかる補助金の交付は、1年度に1つの自治会を原則とする
- (2) 新築・改築予定のある自治会は、実施する年の前年度にコミュニティ助成事業を申請することとする。
  - ※町は、自治会向けにコミュニティ助成事業の申請支援を行う
  - ※コミュニティ助成事業への申請上限は設けない(全て採択されるとは限らない)
- (3) 新築・改築予定のある自治会で、認可地縁団体となっていない自治会については、必ず認可地縁団体の認可を受けることとする。
  - ※町は、自治会向けに認可地縁団体の申請支援を行う
- (4) 同一年度に複数の自治会から改築意向がある場合、下記の項目を考慮して選定する。
  - ① 緊急性(倒壊する恐れがある等)
  - ② 築年数
  - ③ 自治活動を促進するための機能拡充の観点(防災機能強化、コミュニティ機能強化等)
  - ④ 住民の費用負担軽減の観点(複数自治会での共同建設・利用等＝あくまで、施設の共同利用をするためのもので、自治会の合併推進を意図・目的とするものではありません。)
  - ⑤ 要望書を提出した年度からの経過年数

### 2. 補助金の要望書提出時期

要望書提出時期	対象事業
令和6年7月～9月(予定) (改めてご通知いたします。)	①改修・バリアフリー化等のメニュー(令和7年度実施分) ②新築・改築(令和8年度実施分)

### 3. 補助金にかかる事務手続きの流れ

#### ①改修・バリアフリー化等のメニュー(令和7年度実施分)

月	R06.4	...	7	8	9	...	R07.4...
自治会	★----★補助金要望書(作成・提出)						
	★補助金申請書(作成・提出)					★事業着手	
町	★内示			★交付決定			

## ②新築・改築（令和8年度実施分）

月	R06.4	…	7	8	9	…	R07.4	…	8	9		R08.4
自治会	<p>★-----★補助金要望書(作成・提出)</p> <p>★-----★コミュニティ助成事業申請書(作成・提出) (コミュニティ助成事業が不採択であった場合は町補助金を申請)</p> <p>★事業着手</p> <p>☆-----☆認可地縁団体(申請・規約変更)</p>											
町	<p>★補助金申請者の選択・決定      コミュニティ助成事業採択結果☆      ★交付決定</p> <p>(認可地縁団体申請・規約改正等の支援(随時) 補助金申請事務の支援(随時))</p>											

## [参 考]

## ▽松川町自治会集会施設整備事業補助金

メニュー	補助率等	備考
新築・改築工事	補助金対象戸数	補助金額
	30戸以下	825万円
	31戸以上40戸まで	990万円
	41戸以上50戸まで	1,155万円
	51戸以上100戸まで	上記金額に50戸を越える戸数1戸当たり10万円を加算する。
	101戸以上	上記金額に100戸を越える戸数1戸当たり5万円を加算する。
増築・改修工事	20%以内(限度額100万円)	
耐震診断	50%以内	
耐震補強工事	50%以内(限度額200万円)	
バリアフリー化のための整備	30%以内(限度額50万円)	床のフローリング化、机・椅子の購入等
水洗化工事	30%以内(限度額50万円)	

## ▽コミュニティ助成事業（コミュニティセンター助成事業）

事業者	一般財団法人 自治総合センター
趣 旨	住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会所等）の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業
補助率	5分の3以内(限度額1,500万円)



## まつかわ町民提案型まちづくり事業の活用について

まちづくり政策課

### 1. 事業の概要

町民が新しい発想に基づき、自主的に行うまちづくり事業に支援することで、町民の創意による地域の実情に即した公共サービスを図るとともに、まちの活性化とにぎわいの創出を促進する事業

### 2. 募集時期（予定）

【第2次募集】4/8（月）～5/2（木）                      【第5次募集】10/1（火）～10/31（木）

【第3次募集】6/3（月）～6/28（金）

【第4次募集】8/1（木）～8/30（金）

### 3. 補助金額（千円未満切捨）

事業名	区分	補助率	限度額
(1)公益活動支援事業	ソフト事業	10/10 以内	300,000 円
(2)まちなにぎわい創出事業	ハード事業	4/5 以内	500,000 円
(3)高校生活動応援事業	ソフト事業/ハード事業	10/10 以内	300,000 円

### 4. 過去に区・自治会で採択された事例

団体名 (実施年度)	事業名	事業内容
上新井区 (R3 年度) (R2 年度) (H24 年度)	・七椏児童公園整備事業 ・七椏の森整備事業 ・七椏神社児童公園遊具整備事業	・遊具の錆や大きな石などの整備、修繕 ・七椏神社駐車場の整備 ・遊具の修繕、不良遊具の撤去やブランコの購入
名子区 (H30 年度) (R1 年度)	・名子区文化財の「名板」設置事業（2年計画）	旧名子村（現名子区）に建立された歴史的文化遺産（1. 神護原神社御由緒、2. 神護原神社に合祀された神々）の歴史・由来などを伝承し、文化遺産を保護するため、2年計画で「名板」を設置
古町区 (H21 年度) (H20 年度)	・地域の文化芸術活動推進事業 ・「獅子舞囃子・狐の嫁入り」祭典備品購入事業	・伊那市の歌舞劇団「田楽座」の舞台公演を古町地区公民館で開催 ・史跡大島城跡で開催の台城つつじ祭りのイベントを行うため、イベント用の衣装を購入
弥久司自治会 (H20 年度)	・蛍の生息環境を守るための活動	蛍の餌であるカワニナ（長光寺前の八反井に生息）の保護の立て看板を設置

まちづくり政策課 まちづくり推進係

課長：松尾      担当：清水

電話：36-7014/FAX：36-5091

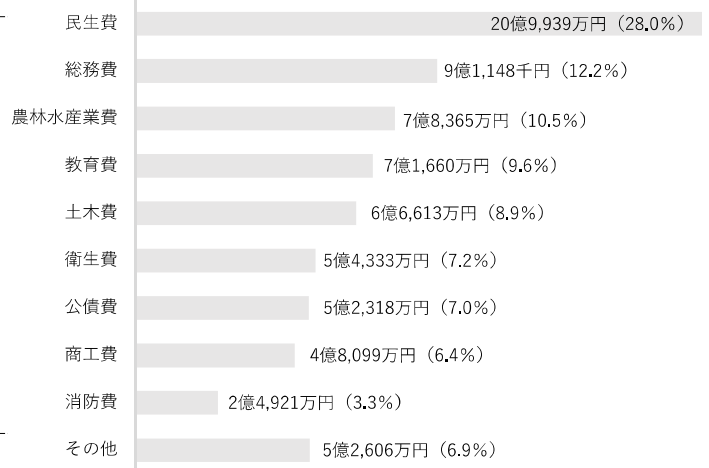
メール：seisaku@town.matsukawa.lg.jp

## 令和6年度当初予算の概要

誰もが住みたいと思える『最幸のまち』を目指し、「直ちに取り組むべき課題」、「まちづくりの計画」、「事業・予算の見直し」を重点的に取り組みます。子育て、移住定住、仕事づくりを主要施策と位置づけて取り組むことで、人口減少の抑制を目指すとともに、長期的な視点に立ったまちづくりを進めるための準備を進めます。

	令和6年度	令和5年度
一般会計	75億0,000万円	58億5,000万円
国民健康保険事業	12億1,694万円	11億4,373万円
後期高齢者医療	2億0,763万円	1億8,793万円
介護保険事業	15億2,652万円	13億9,055万円
発電事業	1,367万円	879万円
水道事業	4億5,005万円	4億9,711万円
下水道事業	10億7,758万円	10億8,144万円
信州まつかわ温泉 清流苑事業	4億6,517万円	4億1,607万円
総合計	124億5,756万円	105億7,563万円

### 一般会計歳出の内訳



※ 地域（区・自治会）に関係の強い事業を中心に掲載します。

## (1) 多様性を活かした自治づくり

### 第6次総合計画策定（194万円）

令和7年度以降のまちづくりの基本方針となる『総合計画』の策定作業を進めます。策定に当たっては地域幸福度指標等の最新のデジタルツールを活用します。町民の皆様と一緒に町のあるべき将来像を考えて、計画の基本構想や重点施策を検討します。

### 移住・定住対策（1,949万円）

45歳以下の方が町内へ住宅を建築・取得した際の祝金に加算項目を設け、最大70万円を受け取れるよう制度を改正しました。

また、移住希望者に向けた窓口設置や、外部人材を活用したインターンシップ事業、移住体験住宅・移住促進住宅の運営も行います。

### 広報まつかわ発行（4,305万円）

必要な情報を見やすく、分かりやすくお届けするため、レイアウトや発行形態の見直しを行います。

- 通常版 … 偶数月配布
- おしらせ（白黒）版 … 奇数月配布

### 子育て世代の仕事づくり事業（300万円）

在宅ワークやクラウドソーシング、短時間ワークといった、ライフスタイルに合わせた「しごと場」を紹介できる仕組みを構築します。

## (2) 安心して子育てできる環境づくりと地域で学び、地域で育つ人づくり

### 保育サポート事業（18万円）

育児の援助を行いたい方と受けたい方を会員として組織化し、会員の募集及び登録、会員間の連絡調整などを行うことにより、地域における相互援助活動を推進するとともに、多様化する子育て世帯のニーズに対応することで、子育てしやすい環境の整備を図ります。

### 保育園環境整備事業（1,022万円）

保育園において、園児を安全に受け入れるために必要な施設・遊具の更新を行います。また、双葉保育園の屋根長寿命化工事や、上片桐保育園における未満児保育学級の増加に対応するために必要な環境を整えます。

### 英語教育推進事業（1,579万円）

グローバル人材を育成するため、ALT（外国語指導助手）を増員し、複数人体制とします。

成長段階（保育園・小学校・中学校）に合わせた英語教育を推進することで、国際理解教育（異文化理解）の推進及び英語が日常的に使える人材を育成することを目指します。

### 中学校部活動地域移行事業（61万円）

少子化や学校の働き方改革等が進む中、国県の方針を受けて、令和7年度をめどに休日の中学校部活動を地域へ移行していきます。

保護者、学校、団体関係者をメンバーとした部活動の地域移行協議会を開催することで、生徒のスポーツや文化に親しむ機会を確保し、自主的・主体的な参加を促すために地域クラブの立ち上げを検討します。

### (3) 共に支えあい、健康に暮らすまちづくり

#### 地域共生まちづくりの推進 (6,100万円)

支援を必要とする全ての人にとって、相談支援の充実や孤立を防ぐための活動を推進します。人と人がつながり、社会的孤立のない地域づくりを目指し、人がつながりあえるための活動に取り組みます。

#### 地域共生コーディネーター設置事業 (624万円)

重層的支援体制整備事業の「地域づくり事業」等を専任で推進する人材を配置し、多様なつながりを創出します。既存施設を活用しながら、人が集える場づくり、仕組みづくりなどに取り組みます。

### (4) 安心で安全な住みよい暮らしづくり

#### ひまわり乗車券事業 (850万円)

これまでの制度が抱えていた制度上の課題や、チョイソコマつかわの運行開始を受け、制度を見直しました。今までよりも対象者を拡大するとともに、実際の利用者が使いやすい仕組みにしました。

#### 消防団運営事業 (4,421万円)

災害や火災などから町民の生命・財産を守るために消防団の運営をします。団員の確保が困難になる中で、地域防災力の維持・向上のため、消防団のあり方を地域の皆さんと共に検討して課題解決を目指します。

#### 道路の整備・維持 (3億4,379万円)

主要な幹線道路の整備を進めるとともに、整備済道路などの維持管理を行います。

- 名子原中央線概略設計
- 橋梁点検・補修設計
- 211号線 (広域農道・上片桐) 舗装補修 など

#### リニア対策事業 (1億3,510万円)

リニア中央新幹線のトンネル掘削工事で発生した残土を福与地区の農地かさ上げに活用して圃場整備を行います。福与天竜井取水施設の建設に着手するほか、前河原道路の整備を進めます。また、リニア建設工事対策委員会を開催します。

#### 塵芥処理事業 (1億7,939万円)

不法投棄の撲滅に向けた対策と、環境美化活動を実施するとともに燃やすごみや資源ごみなどの収集・処理を実施します。4月から廃プラスチックが燃えるごみからプラスチック製容器包装へ分別区分が変更となります。

#### ハザードマップ更新事業 (623万円)

令和2年度に作成したハザードマップの更新を行います。県が令和5年度に作成した小規模河川氾濫想定図を盛り込んだ内容とし、有事の際における安全な避難誘導につなげます。

#### 地球温暖化対策実行計画策定事業 (761万円)

2050年にゼロカーボン達成するため、令和5年度に実施したアンケートや基礎調査に基づき、地球温暖化対策実行計画の策定を進めます。

町全体でゼロカーボン達成するため、町全域を対象とした「区域施策編」の策定を行います。

#### およりの森トイレ設置事業 (600万円)

森林セラピー基地として認定されているおよりの森は、子どもたちの森林教育や観光スポットとなっています。遊歩道などの整備を進めてきたことで、来訪者が増加していることから、長時間の滞在にも対応するため、バイオトイレを整備します。

### (5) 活力ある産業が息づくまちづくり

#### 最適土地利用総合対策事業 (1,094万円)

人・農地プランを策定した上片桐大沢地区で、土地利用構想を策定するための話し合い、農地の粗放的監理・保全に向けた実証的な取り組みを進めます。構想の策定に向け、現在活動する任意団体を軸に、集落営農組織の立ち上げに向けた検討を進めます。

#### 有機農業産地づくりの推進 (623万円)

環境保全型農業の推進と遊休農地の解消を目的に、有機農業実施5か年計画に沿った事業を進め、有機農業の産地化に取り組みます。

栽培技術の検討、有機農産物の地域内循環、農産物のブランド化を進めます。

#### 土地改良事業 (8,178万円)

農業の生産性向上や農業構造の改善を目的として、農業用排水路などの農業生産基盤の整備を行います。

- 農地耕作条件改善事業 (大島・上片桐)
- 土地改良事業補助金
- 多面的機能交付金

#### 企業誘致事業 (1,117万円)

定住人口の増加のため、雇用の創出を目指します。企業立地の促進を目的とした産業用地調査を進めます。

また、既存企業の事業拡大・生産性の向上を目的として、新たな設備投資に対する補助を行います。

#### あらい商店街振興事業 (1,341万円)

リニア時代に向けた新たな滞在拠点として持続可能な商店街を目指し、既存店舗の担い手支援や新規企業の誘致、商店街のリノベーション、交流人口増加コンテンツなどに取り組みます。

また、(一社) まつかわスタイルへ新たに集落支援員を配置して上新井区が抱える問題解決にも取り組みます。

#### 観光地域づくり推進事業 (9,358万円)

(一社) 南信州観光まちづくりセンターをはじめ、多様な関係者と協働しながら、この地域の特性を活用した観光プロモーション・滞在交流プログラム事業を実施し、観光交流人口の増加を目指します。

- ツリドーム運営補助
- 特産品企画事業
- 学びの旅事業コーディネーター設置委託 など

## 自主防災について

能登半島地震など昨今の災害教訓に鑑み、発生する災害に組織的に対応できる防災組織を確立するため、町と区会、自治会、自主防災会の緊密な連携活動を推進します。

特に令和6年度は、地域防災計画の実行性向上と地区防災計画の策定に関する取り組みを強化するため「地区防災計画策定モデル自治会等」を募集し、指定された自治会等の防災担当者を防災士として養成するとともに、具体的な計画策定とそれに基づく実践的な防災訓練の実現を図ります。また、モデル自治会等に限らず町と区会、自治会、自主防災会の連携を強化するため、防災計画策定のための連携や「普段使いの防災出前講座」推進等、自主防災組織のニーズに応じた活動を積極的に支援いたします。

### 1 令和6年度防災事業計画

日 程	事 業 内 容
4月～5月	「地区防災計画策定モデル自治会等」の募集・指定(指定以降は月例ミーティング等の活動で計画を策定) ※応募方法は、表下注記
6月～7月 (予定)	第1回自主防災組織リーダー研修会開催 (モデル自治会等活動紹介、総合防災訓練計画に関する意見交換)
9月 (予定)	①松川町防災訓練 ②防災士講習受付(受付後、事前課題作業取り組み)
10月～11月 (予定)	①防災士講習参加 ②地震体験車(県)による地震体験
1月～2月 (予定)	①第2回自主防災組織リーダー研修会開催 ②モデル自治会等、地区防災計画取り纏め
3月 (予定)	松川町防災会議(策定した地区防災計画の組込み含む。)
随 時	普段使いの「防災出前講座」の開催で自主防災活動を支援します。

※「地区防災計画策定モデル自治会等」の申し込みは、別紙様式で総務課まで提出をお願いします。

### 2 自主防災防災組織施設整備事業補助金について

自主防災活動の施設等整備を実施する団体に対して次のとおり補助金を交付します。

#### (1) 補助率及び限度額

補助金は購入額の50%以内とし、世帯数により下表の限度額があります。

自主防災組織構成世帯数	補助金限度額
50戸未満又は200人未満	300,000円
50戸以上又は200人以上	500,000円

(2) 補助対象となる防災資機

区分	防災資機材一覧
消火用具	可搬消防ポンプ、消防ポンプ用ホース *可搬消防ポンプ希望の場合は8月末までに相談下さい
救出、救護用具	掛矢、斧、はしご、ロープ、チェーンソー、可搬ウィンチ、発電機、投光器、ビニールシート、救急セット、リヤカー、担架、車椅子
避難誘導・情報収集用具	拡声器、トランシーバー、強力ライト、避難誘導棒、ヘルメット
生活用具	炊飯設備、受水槽
防災倉庫	自主防災組織の備蓄、資機材倉庫、土のう袋、燃料携行缶、テント
衛生用具	簡易トイレ
その他	講習会における講師謝礼の費用（5万円以内）

\* 消耗品関係につきましては対象になりません。不明な場合は相談ください。

(3) 各種補助金の事業要望について

次年度事業要望調査を7月の自治会文書配布で依頼、9月末までに役場へ提出していただき予算化します(前年度要望の途中変更及び提出期限を超えた要望はできません。)

3 消防施設整備事業補助金について

消防活動に必要な設備に対して補助金を交付します。

補助対象及び補助率について

事業内容		事業費	補助率	備考
新設	有蓋 防火貯水槽 (40 m <sup>3</sup> 以上)	設計・施工は町	事業費の90%以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助申請は実施団体の長が行う。</li> <li>消火栓ホースは20m</li> <li>格納庫はホース4本用</li> </ul>
補修	防火貯水槽	請渡し	事業費の70%以内	
	消火栓ホース	約20,000円/本	事業費の80%以内	
	消火栓ホース格納庫	約18,000円/基	事業費の80%以内	
	せぎ板、せぎ止め	新設	事業費の80%以内	

松川町役場総務課危機管理係  
 TEL 0265-36-7021 / FAX 0265-36-5091  
 Email kikikanri@town.matsukawa.lg.jp

## 印刷機の使用について

総務課 行政庶務係

現在、役場では資料を大量に印刷をされる方に、印刷機のご使用を、手数料をいただいております。

手数料については以下のとおりです。

印刷使用料(輪転機)	原稿	1枚 50円
	+	
	コピー用紙代	1枚当たり 1.5円
	手数料	片面当たり 0.5円

※原稿は輪転機に読み込ませた回数です。

※コピー用紙持ち込みで印刷される場合、用紙代は計算されません。

※手数料は両面の場合 0.5円×2面で1円です。

その他(参考)

ゼロックス(コピー)	1枚	10円
A2サイズ以上	1枚	300円
カラーコピー	1枚	50円
町図	大(1/25,000)	1枚 200円
	小(1/50,000)	1枚 140円

**○令和6年度以降の取り扱いについてのお願い**

1. 年度末や年度初めは印刷機の使用が多くなります。他の方とタイミングが被ってしまうことを避けるため、事前に予約をしていただくようお願いいたします。
2. 役場の防犯上、また機械の不具合等発生時に対応できないため、休日や夜間での印刷機の使用はお控えいただければと思います。
3. 印刷機をご使用になる際は職員がかかりきりでの対応が出来かねるため、前年度に使用された方など、使用方法がわかる方もご同行いただくようお願いいたします。

以上の3点についてご協力をお願いいたします。

令和6年4月4日  
区長・自治会長会

## 「町内一斉ごみゼロ運動」について

松川町では、環境美化に関する住民意識の高揚と実践のため、多様な住民参加による「町内一斉ごみゼロ運動」を毎年実施しています。

本年度も、ふるさと松川町をきれいにする運動にご理解をいただき、貴区、自治会での取り組みをお願いします。

### 記

1. 基準日                    令和6年5月26日（日） 長野県一斉行動日  
松川町ではこの日にとらわれず、各団体の環境美化等の活動に「ごみゼロ運動」の趣旨を組み入れていただき、運動を実施します。
2. 実施内容
  - (1) ごみ収集活動
  - (2) 美化活動                花いっぱい活動、植栽管理、雑草処理など
3. 実施方法
  - (1) 実施場所
    - ・ 地域周辺の道路沿線、人の集まる場所（公園、空き地、公共施設など）
    - ・ 地域で美化を進めたい場所
    - ・ 河川清掃実施河川
  - (2) 実施計画書提出とごみ袋の提供
    - ・ 別紙「ごみゼロ運動実施計画書」をご提出ください。  
ごみ袋不要の場合でも、提出願います。（担当窓口、支所、FAX 可）
    - ・ ごみ袋は、担当窓口にてお受け取りください。担当窓口へ実施計画書ご提出であれば、その場でごみ袋をお渡しできます。
  - (3) 収集したごみの処分
    - ・ 別紙「ごみの分別方法」により分別排出してください。
    - ・ 多量の投棄物、粗大ごみについては、住民税務課環境係へご連絡ください。
    - ・ 河川一斉清掃以外の日に、檜原旧処分場へ「刈草・竹木」など持ち込みされる場合は、事前に住民税務課環境係へご連絡ください。
  - (4) 事故防止
    - ・ 実施にあたっては、事故防止に特段のご配慮をお願いします。
4. 年間を通じた取り組みへのご協力について
  - ・ ごみゼロ運動以外でも、年間実施される環境美化運動にごみ袋を提供します。

なお、ごみゼロ運動を中止する場合は、別途ご連絡させていただきます。

お問い合わせ・担当窓口  
松川町役場 住民税務課 環境係  
担当：田中・塩澤  
電話：36-7046 FAX：36-5091

## (別紙) ごみの分別方法

種 類	汚れない・汚れが取れる物	汚れがきれいにとれない物	
①せともの類、 ガラス類	汚れがある無しに関わらず ⇒		
②ガラスビン	汚れない、簡単に取れる物は取り除いて ⇒	ガラスビン	汚れがある簡単に取れない ⇒ 埋立ごみ
③ペットボトル	⇒	ペットボトル	燃やすごみ
④プラ製容器包装 やプラスチック製品	⇒	プラスチック資源 (収集方法変更)	
⑤紙製容器包装	⇒	紙製容器包装	
⑥雑誌等	⇒	古紙類	
⑦燃やすごみ	紙類・おむつ・生ごみ プラスチック類、はきもの類、革製品、ゴム製品 ⇒		
⑧金属や缶類等	スチール缶・アルミ缶・スプレー缶・金物類 ※缶の中の泥などを取り除いて ⇒		金物類
⑨粗大ごみ	袋に入らない大きな物・電化製品 ⇒		粗大ごみ

※有害ごみ（乾電池、蛍光管）があった場合は、別にしてください。

## 2 分別したごみの処理

①埋立ごみ・②ガラスビン・③ペットボトル・④プラスチック資源・  
⑤紙製容器包装・⑥雑誌等・⑧金物類

⇒ 保管し、指定日に自治会ステーションに排出してください。

⑦燃やすごみ ⇒ 保管し、指定日に燃やすごみステーションに排出してください。  
大量で、ステーションへの排出が困難な場合は、役場住民税務課環境係へ  
ご連絡ください。

⑨粗大ごみ、有害ごみ ⇒ 役場住民税務課環境係までご連絡ください。

「町内河川一斉清掃」の際は、できれば草木とともに、榎原旧一般廃棄物最終処分場に搬入してください。



令和6年 4月1日 開始

松川町

# 『プラスチック製容器包装』と『プラスチック製品』の 回収が 一本化 されます。

令和6年4月1日より、製品の容器や包装に使われていたラッピング・レジ袋等の『プラスチック製容器包装』の回収とポリバケツや洗面器、子どものおもちゃ等の『プラスチック製品』の回収が『プラスチック資源』の回収として一本化されます。

『プラスチック製品』については、今までは燃やすごみとして収集し、焼却しておりましたが、『プラスチック製容器包装』と一緒に回収し、再資源として活用することになりました。

## 今まで (令和6年3月まで)



## これから (令和6年4月から)




- 汚れは落としてください。汚れがひどいものは、「燃やすごみ」として排出してください。
- 回収対象の大きさは1辺が50cm未満のものです。50cm未満に切断すれば排出可能です。50cm以上のものは、「燃やすごみ」として排出してください。
- 厚さ5mm未満のものが対象です。厚さ5mm以上の物は「燃やすごみ」として排出してください。

分別方法変更の詳細については、裏面をご覧ください。

# 分別方法の変更により収集されるプラスチック資源の例

## プラスチック製容器包装の例

 識別マークがついているもの  
(その他回収可能なプラ製容器包装)



レジ袋



卵のパック



肉、魚のトレー



サラダ油の容器



洗剤の容器  
シャンプーの容器



カップラーメンの容器



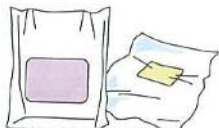
ペットボトルのフタ、ラベル



お菓子の袋



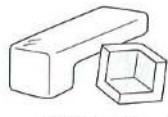
アイスクリーム  
プリンの容器



食品、製品等の  
ラッピング



錠剤の入っていた台紙



発砲スチロール  
エアクション

## プラスチック製品の例

100%プラスチック素材を使用したもの



バケツ



クリアファイル



歯ブラシ



スプーン  
コップ



洗面器



CD・DVD

大部分がプラスチック素材のもの



おもちゃ(電池式、電気式のもの)  
は小型家電



洗濯ばさみ



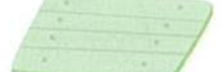
衣装用・洗濯用ハンガー



ボールペン  
シャープペン  
(インクを使い切る、  
芯を抜く)



じょうろ




お風呂のマット

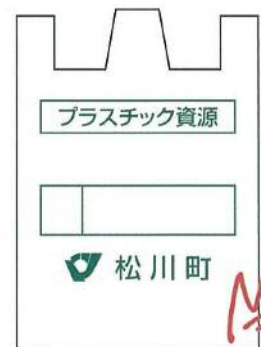
## 出し方のルール

- 『プラスチック資源』の指定袋に入れて出してください。
- 集積(排出)場所はこれまでの『プラスチック製容器包装』のステーションと同じです。
- 『プラスチック製容器包装』と『プラスチック製品』を一緒に入れて出してください。
- レジ袋に入れるなど、二重の袋にしないでください。(中身が見えるように)

次のものは入れないでください

-  ペットボトル → **ペットボトル**
- ゴム、シリコン、靴、鞆など他の素材との混合物 → **燃やすごみ**
- カーボン、グラスファイバー等の強化されたプラスチック → **粗大ごみ**
- 刃物(ナイフ、ハサミ等) → **金物**
- 充電式電池が内蔵された機器やおもちゃ → **小型家電**
- まな板など厚みのあるもの(厚さ5mm以上のもの) → **燃やすごみ**
- 長さが50cmを超えるもの(ビデオテープなど、内部で巻かれている場合も50cm以上となります。) → **燃やすごみ**
- ライターなど可燃性のあるもの → **埋立ごみ**
- 注射器、点滴バッグ、チューブなどの医療廃棄物 → **町では収集していません。**

プラ資源の指定袋のデザインを変更する予定です。



今までの「プラスチック製容器包装」の指定袋もお使いいただけます。

令和6年4月4日

区長・自治会長 様

松川町長 北沢 秀公

## 令和6年度 町内河川一斉清掃の実施について

毎年、町民の皆様には、町内河川一斉清掃にご協力をいただき感謝申し上げます。河川清掃は、「環境保全」「災害防止」「河川愛護」を目的として実施しています。町民の皆様には、ご負担をおかけしますが、今年度も下記の日程にて、実施させていただきます。なお、事故防止には十分ご配慮の上、実施いただきますようお願い申し上げます。

## 記

1. 実施日 令和6年6月9日(日)雨天中止(予備日:6月16日)

- (1) 実施日は、各区会・自治会の都合等で変更できます。
- (2) 河川清掃を中止する場合は、事前にご連絡させていただきます。

## 2. 実施河川 別紙1「河川等管理区分」による

## 3. 作業内容 河川周辺の草刈り、ごみ拾い

※作業内容は、作業負担軽減のため、可能な範囲でご協力をお願い致します。

## 4. ごみ等の分別と受入れについて

- (1) 地区で処分できない刈草・竹木、土砂、粗大ごみは檜原の旧一般廃棄物最終処分場にて受入れを行っています。

受入れ時間は、午前6時30分～11時です。

- (2) 燃やすごみ、資源ごみ(埋立ごみ含む)は、各区会・自治会にて保管していただき、それぞれの排出指定日にごみステーションへ出してください。

## 5. 提出書類について

- (1) 自治会長は、資機材費等交付のため「別紙河川一斉清掃作業実施報告書」を記入し、6月28日(金)までに下記担当係まで提出してください。河川の災害危険箇所やごみの不法投棄を発見した場合は、併せて報告してください。

## 6. その他

- (1) 事故の発生時は、保険対応致しますので、直ちに報告してください。
- (2) 令和6年度中に区会・自治会の皆様の負担軽減のため、調査を実施します。

松川町役場 建設水道リニア対策課 建設管理係  
担当: 佐々木、北村 TEL (直通) 36-7028

(別紙1)

## 河川等管理区分

古 町	唐沢川 野岩川	古町境～高森町境 前河原町道33号線～天竜川合流点
新 井	野岩川 片桐松川	旧国道153号線～前河原町道33号線 JR下名子排水口(グラウンド上)～天竜川合流点
名 子	大沢川 境の沢川 唐沢川 片桐松川	広域農道上流200m付近橋～境の沢川合流点下400m付近橋まで 増野切石線橋～大沢川合流点 城山第一堰堤～古町境 松川橋～JR下名子排水口(グラウンド上)
大 島	大沢川 境の沢川 唐沢川 弥太沢川 片桐松川	県道～広域農道上流200m付近橋まで 県道～増野切石線橋梁 名子井合流点～城山第一堰堤 (全 域) 松川橋から上流
上片桐	保谷沢川 南沢川 雨沢川 中の入川 前沢川 片桐松川	(全 域) (全 域) (全 域) (全 域) (全 域) (左岸全域)
生 田	福沢川 寺沢川 宮沢川 間沢川	(全 域) (全 域) (全 域) (全 域)

\*各地区とも、その他の町内小中河川を含む。

## 下水道工事に伴う町道幹道平石線の通行規制について

### (1) 事業概要

松川町の下水道事業は用途地域を中心とした 203ha を公共下水道（1 処理区）、その周辺の農業振興地域 238ha を農業集落排水（5 処理区）にて整備し、生活排水の集合処理を行っています。人口減少などの社会情勢の変化等により、今後の使用料収入の減少が見込まれるなか、経費を抑制しつつ下水処理施設の機能維持や老朽化に対応するため、公共下水道と農業集落排水（大島地区）の統合を行います。

令和 5 年度に実施した接続管渠整備 1 工区工事（城山北側）に続いて、2 工区工事（大島クリーンセンターからコシブ精密様南側）を実施します。

### (2) 事業内容

接続管渠（自然流下） VUφ250 L=106.0m

接続管渠（圧送） DIP-GXφ100 L=501.0m

マンホールポンプ設置 N=1

### (3) 工事期間

令和 6 年 7 月から令和 7 年 2 月（予定） ※全面通行止めになる期間があります。



— 自然流下 — 圧送管 — 既設管 (MP) マンホールポンプ

松川町役場建設水道リニア対策課下水道係  
 担当：塩澤、北嶋  
 TEL (直通) 0265-36-7026

令和6年4月4日  
松川町選挙管理委員会

## 松川町議会議員一般選挙の執行について

松川町議会議員一般選挙を、下記の日程で執行します。  
つきましては、皆様のご協力をお願いいたします。

### 記

#### ○松川町議会議員一般選挙

- ・告示日 11月12日（火）
- ・投開票日 11月17日（日）

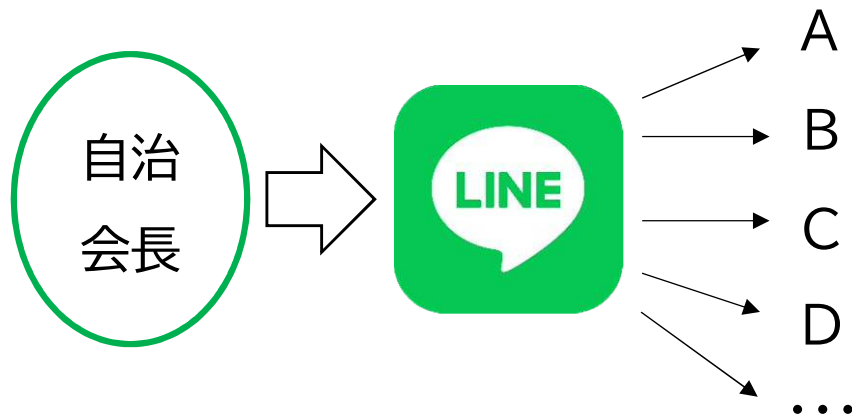
松川町選挙管理委員会事務局  
書記長／佐々木 書記／大澤  
TEL：(0265) 36-7020 FAX：(0265) 36-5091  
E-mail：gikai@town.matsukawa.lg.jp

# LINE活用モデル自治会の募集

募集期限:5月20日(月)まで  
募集数 :先着順で1自治会

- 自治会の各種連絡(文書の回覧・総会等の日程連絡など)を、LINEアプリを活用して行っていただけるモデル自治会を募集します。
- LINEを活用することで自治会内の方に一斉に情報を届けることができます。
- 令和6年度は実験的な取組として始めたいと考えているため、1自治会募集します。
- 配信方法などは、松川町LINE公式アカウントのフォーマット・システムを使用します。

## <イメージ①>



- ①自治会長が、連絡事項をLINEに登録・配信
  - ②自治会加入者(A・B・C・D・・・)は配信されたメッセージを見るだけでOK
- ※自治会加入者から自治会長への返信はできません

## <イメージ②>

(自治会長が配信情報を登録する際のイメージ)

(配信イメージ)

